

令和 7 年度 第 3 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 7 年 6 月 1 9 日

場所 十和田市役所本館 3 階庁議室

令和7年度第3回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室

2. 開 会 日 時 令和7年6月19日(木) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和7年6月19日(木) 午後2時32分

4. 出席農業委員(18名)

1 番	脊 戸 潤 子	2 番	沢 井 清 治
3 番	小笠原 松 寿	4 番	沢 目 勝 弘
5 番	米 田 拓 実	6 番	中 野 雄一郎
7 番	芋 田 一 弘	8 番	立 崎 和 寿
9 番	山 田 利 昭	10 番	稲 田 優 憲
11 番	奥 山 博	13 番	外 山 康 仁
14 番	竹 浦 寿 広	15 番	野 崎 さち子
16 番	杉 山 秀 明	17 番	力 石 堅太郎
18 番	山 崎 誠 一	19 番	箕 輪 展 忠

5. 欠席農業委員(1名)

12 番 小 田 正 喜

6. 出席農地利用最適化推進委員(11名)

十和田湖地区	白 山 雄治郎	十和田湖地区	中屋敷 光 男
三本木地区	米内山 義 治	四 和 地 区	工 藤 優美子
四 和 地 区	古 谷 朝 直	切 田 地 区	若 沢 弘 幸
切 田 地 区	田 中 稔	大深内地区	斗 沢 信 一
大深内地区	大 平 靖四郎	伝法寺地区	小笠原 一 成
藤 坂 地 区	市 崎 貴 之		

7. 会議に付した案件

- 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第15号 十和田市農用地利用集積等促進計画の取り下げについて
報告第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取り下げについて
報告第17号 農地の転用事実に関する照会について
議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
議案第9号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
議案第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第11号 農業者年金加入推進部長の選任について

8. 議事録署名委員

11番 奥 山 博

13番 外 山 康 仁

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	櫻 田 修一郎	事務局 次 長	中 村 淳 一
事務局農地係長	吉 田 武 範	事務局振興係長	戸 舘 奈津美
事務局 主 査	田 嶋 裕 紀	事務局 主 事	高 瀬 七 海
事務局 主 事	下 山 昂 大		

10. 書 記

事務局 主 査 田 嶋 裕 紀

議 長（箕輪展忠）本日の欠席通告者は12番 小田 正喜 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和7年6月6日に告示招集いたしました、令和7年度第3回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。11番 奥山 博 委員、13番 外山 康仁 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、田嶋 裕紀 主査を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に報告第13号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いします。報告第13号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが合計2件、2筆、6,125平方メートルです。今後の意向については、2件とも別人と貸借となっています。なお、2件とも3条の議案が関連して提出されています。3ページです。農地中間管理事業によるものが合計1件、3筆、8,970平方メートルです。今後の意向は、別人と貸借となっています。協力金の返還はありません。以上です。

議 長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第13号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第14号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）4ページをお願いいたします。報告第14号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、5ページから8ページです。今回は合計7件、87筆、135,037.43平方メートルです。取得事由はすべて相続によるもので、取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理などとなっています。あっせんの希望はありません。なお、現況が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第14号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第15号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）9ページをお願いいたします。報告第15号、十和田市農用地利用集積等促進計画の取り下げについて。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農地中間管理機構に対し定めることを要請した農用地利用集積等促進計画について、別紙のとおり十和田市長から取り下げ依頼があったので報告する件です。内容は、10ページです。こちらは、令和7年5月の総会で、機構から賃貸借の設定による受け手の再配分に関する議案として提出され議決されていたものですが、議決を受けた土地について、貸付ではなく売買による所有権移転に切り替えることから、6月5日付けで取り下げ依頼が出されたものです。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第15号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第16号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）11ページをお願いいたします。報告第16号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取り下げについて。農地法第5条第1項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取下願の提出があったので報告する件です。内容は、12ページです。こちらは、令和7年3月の総会で5条転用許可申請において、許可相当である旨の意見を付して県へ提出したのですが、提出後県より、集落接続で不許可の例外として許可相当とするための要件として、申請人たる譲受人が、当該集落に居住していなければならないが、この譲受人は当該集落に居住していないのではないか、との疑義が呈されたため、事務局で確認したところ、記載の住所地に居住していたのは、法人代表者の父親であったことが判明したことから、先般提出された5条許可申請について取り下げをするものです。なお、当該土地に関しては、改めて譲受人を当該集落に居住している、法人代表者の父親に変更して、今月の5条許可にかかる議案として提出されています。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第16号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第17号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）13ページをお願いいたします。報告第17号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。内容は、14ページです。今回の照会は、1件、2筆、1,343平方メートルで、現地調査は6月6日に実施し、法務局への回答は、6月9日に行っております。6番は、七郷会館から北西に約300メートルの地点です。照会地は、当該地の東側に隣接する事業所の駐車場及び資材置き場になっています。税務課の土地課税台帳上では現況地目が宅地及び田に評価分割されていますが、田として評価されている箇所においても、駐車場及び資材置き場として利用されているほか、雑木および雑草の繁茂が確認され、農地としての再生利用が困難であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第１７号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、立崎班長、沢目委員、山田委員の３名です。６月６日に現地調査及び市役所別館４階会議室２において聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）次に議案第８号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）１５ページをお願いいたします。議案第８号、農地法第３条第１項の規定に基づく許可について。農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は、所有権の移転に関するものが１６ページから１８ページに記載されております。合計１２件、３４筆、６７，０７３平方メートルで、２６番から３２番までが売買によるもの、３３番から３７番までが贈与によるものとなっており、このうち３３番が新規取得者となっております。続いて、１９ページです。賃借権、使用貸借に関するものが、合計３件、１７筆、５２，３８９平方メートルとなっており、このうち１９番が新規就農者となっております。なお、１９番に関して、借人である事業者が農地所有適格法人としての要件を満たしていないことから、解除条件付き使用貸借による権利の設定となっています。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告をお願いします。８番 立崎 和寿 委員お願いします。

報告委員（立崎和寿）農地法第３条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転１２件、賃借権の設定２件、使用貸借による権利の設定１件の合計１５件です。所有権の移転は２６番から３２番までが売買によるものです。そのほか、３３番が娘から母親に、３４番が知人に、３５番と３６番が親戚にそれぞれ贈与するものです。このうち新規取得は３３番です。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、１７番と１８番が労力不足によるもので、１９番が法人への経営移行によるものです。このうち、新規就農は１９番で、解除条件付きの使用貸借による権利の設定となっています。今回の申請について現地確認、写真確認等を行い、農地法第３条第２項及び第３項各号等に照らして審査した結果、農地法第３条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）立崎委員、ご苦労様でした。次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告をお願いします。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（米内山義治）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。
17ページの所有権移転に係る申請番号33番の新規取得となる譲受人に対し、6月6日午後1時30分、市役所別館4階会議室2において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では営農計画書を基に機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労様でした。次に、十和田湖地区 中屋敷光男 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（中屋敷光男）農地法第3条の許可に関する新規就農について報告をします。
19ページの解除条件付きの使用貸借による権利の設定に係る申請番号19番の新規就農となる借人に対し、6月6日午後2時、市役所別館4階会議室2において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では営農計画書を基に機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）中屋敷推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

農業委員（奥山博）11番奥山です。確認ということでお伺いいたします。19ページ、申請番号19番に関してでございます。ここの借人の自家労働力あるいは農機具の所有状況に関してですね、労働力3、農機具4とありますけれども、これは_____の_____さんが所有している機械ということですか、それともこの_____さんからの借り入れによる状況であるかということが一つ。もう一つは最後の権利の部分のところですね、解除条件付きによる使用貸借による権利と特記してあるわけですが、この意図していることはなんであるか、何を担保しているものであるかお知らせ願います。

農地係長（吉田武範）ただ今のご質問にお答えいたします。まず一点目、労働力3ないし農機具4のところなんです、こちらは_____さんの持っている機械になります。_____の構成員の中に_____さんが含まれております。あとは弟さんということで、実際3人が会社の構成員ということになっておりますので、労働力は3。機械については_____さんが持つ

ている機械が4で農機具が4つということになっております。二点目、解除条件付きということなんですけども、農地法第3条の第2項で農地を買ったり借りたりする方には、農地所有適格法人の要件を満たさなければいけないことになっています。ただ一方、農地法第3条の第3項では、この農地所有適格法人の要件を満たさなくても、ある条件を付けると農地を借りることに限定して許可することができるという規定もございます。この条件については、農地の権利を取得した後に、その農地を適正に利用していないと認められる場合には、貸人である_____さんの方から貸借を解除できるという条文を契約書に付けた内容での許可申請になります。以上になります。

農業委員（奥山博）了解です。

議 長（箕輪展忠）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は許可することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時21分

（ _____委員、_____委員、_____委員 退席 ）

再開 午後2時22分

議 長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠）次に議案第9号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）20ページをお願いします。議案第9号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり

農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。今回は一括方式によるもののみのみで、内容は21ページから34ページです。そのうち所有権によるものが21ページの合計2件、12筆、6,135平方メートルとなっております。賃借権によるものが22ページから30ページの合計18件、68筆、183,790平方メートルとなっており、46番、47番、49番、50番、53番、56番、58番が新規設定で、他はすべて権利の再設定となっております。使用貸借によるものが31ページから34ページの合計7件、13筆、34,910平方メートルで12番、15番、16番が新規設定、他は再設定となっております。以上です。

議長（箕輪展忠）農用地利用調整会議の結果について報告願います。十和田湖地区
白山 雄治郎 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（白山雄治郎）8番と9番の調整内容を報告します。8番は5月21日午前9時、9番は同日午前9時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）白山推進委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）暫時休憩します。

休憩 午後2時25分

（ _____ 委員、 _____ 委員、 _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時26分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第１０号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）３５ページをお願いします。議案第１０号、農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は３６ページから３７ページです。今回は、合計８件、８筆、２，７６３平方メートルです。６番の転用事由は、農地を売買で取得し、自己住宅を建築するものです。場所は十和田中学校から北西に約６５０メートルの地点です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第３種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。７番の転用事由は、農地を売買で取得し、自己住宅を建築するものです。場所は北里大学から南西に約７５０メートルの地点です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第３種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。８番の転用事由は、農地を売買で取得し、宅地分譲１区画を整備するものです。場所は六郷会館から東に約１５０メートルの地点です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第３種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。９番の転用事由は、農地を売買で取得し、自己住宅を建築するものです。場所はちとせ小学校から南東に約４００メートルの地点です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第３種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。１０番の転用事由は、農地を親から贈与で取得し、自己住宅を建築するものです。場所は西小学校から北西に約２００メートルの地点です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第３種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。１１番の転用事由は、親から農地を使用貸借で借入し、自己住宅を建築するものです。場所は藤坂小学校から北西に約６５０メートルの地点です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第３種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。３７ページです。１２番の転用事由は、農地を親から贈与で取得し、自己住宅を建築するものです。場所は大深内郵便局から北西に約１５０メートルの地点です。申請地の農地区分はその他の２種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。１３番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場を整備したのちに、息子が代表を務める法人へ貸付するものです。場所は七郷会館から北西に約２５０メートルの地点です。農地区分は第１種農地ですが、集落接続により不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。９番 山田 利昭 委員お願いいたします。

報告委員（山田利昭）農地法第５条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は合

計 8 件です。6 月 6 日午前 9 時に調査員 3 名で現地調査を行い、午後 2 時 15 分に市役所別館 4 階会議室 2 で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）山田委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に、議案第 11 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）38 ページをお願いします。議案第 11 号、農業者年金加入推進部長の選任について。農業者年金加入推進部長の任期満了に伴い、別紙のとおり農業者年金加入推進部長を選任し、一般社団法人青森県農業会議に推薦したので承認を求める件です。39 ページです。（1）の前回の農業者年金加入推進部長の 5 名すべてが、引き続き今回も農業者年金加入推進部長を務めていただきたいと思います。任期は令和 7 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日までの 1 年間です。以上です。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これを持ちまして、令和7年度第3回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時32分 —————